

第76回

新宿区景観まちづくり審議会

令和4年10月20日

新宿区都市計画部景観・まちづくり課

第76回新宿区景観まちづくり審議会

開催年月日・令和4年10月20日

出席した委員

**後藤春彦、野澤康、篠沢健太、中島直人、吉田慎悟、川手謙介、浅見美恵子、志村成昭、
和田総一郎、有馬卓、安田裕治、大橋秀子、野澤義男**

欠席した委員

坂井文、伊藤香織、大崎秀夫、阿部光伸

議事日程

1. 報告

[報告1] 明治公園整備事業について

[報告2] 新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン改定について

[報告3] 令和3年度景観事前協議及び行為の届出状況について

2. その他

議事

午前10時00分開会

○後藤会長 それでは、お時間になりましたので、ただいまより76回新宿区景観まちづくり審議会を開会いたします。

まず、本日の出席状況及び配付資料について事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局です。本日、事務局を務めさせていただきます景観まちづくり課長の蓮見でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

また、本日の委員の出欠状況でございますけれども、**坂井委員、伊藤委員、大崎委員、阿部委員**より本日御欠席される旨の御連絡を頂いております。

なお、本日の審議会でございますけれども、委員の過半数が出席しておりますので、新宿区景観まちづくり条例施行規則第39条第2項により、審議会は成立しております。

また、本日は新宿区景観まちづくり相談員の神谷相談員に事務局として御出席を頂いており

ます。よろしくお願いいたします。

なお、本日の審議会は公開となっております。傍聴の方は御発言できませんので、よろしくお願いいたします。

また、委員の御発言の際につきましては、職員がマイクをお持ちしますので、挙手をしていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、配付資料の御確認をさせていただきます。

まず、机上に御用意させていただいておりますのが次第でございます。裏面に委員名簿の記載がございます。また、新宿区景観まちづくり条例と施行規則並びに新宿区景観まちづくり計画・景観形成ガイドラインと改定版、また参考資料として座席表を御用意させていただきます。

景観まちづくり条例並びに景観まちづくり計画につきましては、審議会閉会后に事務局のほうで保管させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告1の資料としまして、明治公園整備事業について、また、報告2の資料としまして、資料1、新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン改定の概要、資料2としまして、新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン改定原案（案）、資料3といたしまして、主な対応一覧、報告3の資料としまして、令和3年度景観事前協議及び行為の届出状況についてでございます。

資料につきましては、以上となります。過不足等ございますでしょうか。もしないようでしたら、事務局のほうまで挙手いただければと思います。

また、本日の会場の都合によりまして、審議会の終了につきましては、11時半の終了を目途に予定してございます。御協力をよろしくお願いいたします。

事務局からの説明については以上になります。

後藤会長、御進行のほうをよろしくお願いいたします。

1. 報告

[報告1] 明治公園整備事業について

○後藤会長 それでは、次第に従って進めてまいりたいと思います。本日は報告が3件ございます。

まず、報告1、明治公園整備事業について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局です。

それでは、報告1、明治公園整備事業について御説明をいたします。

本事業につきましてはP a r k - P F I制度を活用しておりまして、公園の整備に合わせて公園内に建築物を建築するため、景観事前協議を行っているというものでございます。こちらの計画につきましては、敷地面積が5,000平方メートルを超える、かつ景観に与える影響が大きいという状況になりますので、本日、景観まちづくり審議会に御報告をさせていただき案件となっております。

事業の詳細につきましては、事業者から御説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、自己紹介の後、概要の説明をよろしくお願いたします。

○日本工営都市空間株式会社（吉成） それでは、説明させていただきます。本日はお忙しい中、ありがとうございます。

先ほど御説明があったとおり、明治公園整備・管理運営事業ということで、都市公園法が平成29年に改正されて設けられたP a r k - P F Iという、都市公園における民間資金を活用した制度でございますけれども、昨年、東京都の都営公園の最初の制度活用ということで公募がありまして、我々が事業者選定を受けまして、ただいま事業を推進しているところでございます。

本日は、東京都様2名、公園緑地部の木村様、それから小倉様、それから代表企業であります東京建物の黒田様、我々、計画を担当しております日本工営都市空間から、建築、ランドスケープを担当しております6名で、説明のほうをさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○日本工営都市空間株式会社（小原） ここから日本工営都市空間の小原のほうから御説明させていただきます。僭越ながら着座にて御説明させていただきます。よろしくお願いたします。

報告1、資料、明治公園整備事業という資料をご覧ください。

ページめくっていただきまして、2ページになります。敷地概要になります。

当敷地は、周辺に国立競技場や神宮外苑等があります対象敷地となっております。敷地面積は、公園面積の1万6,000平方メートルを対象としております。

次のページめくっていただきまして、3ページとなります。周辺状況分析となります。

当敷地は、新国立競技場に面しているような敷地となっております。西側に外苑西通りが通っておりまして、幹線道路として整備されているような立地となっております。東側には明治

神宮の野球場、ラグビー場というような文化・スポーツ施設が立地しております。南側は渋谷区の行政区域になっているんですけれども、そちらは住宅街等があるような周辺状況となっております。

ページめくっていただきまして、4ページとなります。上位計画になります。

新宿区まちづくり長期計画都市計画マスタープランにおきましては、当敷地を含む神宮外苑エリアにつきまして、「賑わい交流の心」というような形で定められております。

また、新宿区景観形成ガイドラインにおいては四谷地区に含まれておりまして、神宮外苑の広大な眺めと豊かなみどりに囲まれたまちなみへというように目標が設定されておりまして、絵画館の広大な眺めを保全したり、あとは、周辺のとまったみどりと身近なみどりを感じられる景観をつくるというのが位置づけられております。

ページめくっていただきまして、計画概要になります。ここから具体的な計画の内容につきまして、御説明をさせていただきます。

明治公園の敷地につきまして、左のほうに配置図を添付させていただいております。大きくエリアが2つに分かれておりまして、向かって左側が「希望の広場」という広場空間をベースとした空間、右側が「誇りの杜」という杜空間を整備するような計画を立てております。公園全体に建物を分棟配置させていただきまして、公園景観並びに周辺環境に配慮したような計画を進めています。

また、右側のほうに計画諸元を書いているんですけれども、主要用途といたしましては、店舗、事務所、公衆浴場、公衆便所というようなものを予定しております。

また、公園という機能もありますので、常設のトイレ、マンホールトイレほか、防災機能といたしましてもしっかり機能するような広場空間を計画しております。

スケジュールといたしましては、令和4年度中の着工を目指しまして、令和5年度中にオープンを目指しております。

6ページをご覧ください。景観形成の方針になります。

コンセプトを説明させていただきます。事業コンセプト並びに設計コンセプトになります。

次世代へのレガシーとして継承するために、右の5つの理念を取り組み、または設計の基本方針として掲げております。国立競技場や明治神宮外苑エリアといった都心部の貴重なみどりのネットワークの連続性をしっかり保たせるとともに、旧渋谷川の記憶を継承した水景を形成して、持続可能な100年続く本物の杜をつくることに挑戦し、設計に反映しております。また、公園という機能、特異性といたしまして、多様な人、価値観、文化というものが交流し、新た

なにぎわいやコミュニティの拠点となるような広場空間の整備・運営を図っていきます。

下段です。建築の景観形成方針となります。

建築の外壁につきましては、色調や素材について、しっかり自然マテリアル等の素材を意識したものを採用としたいというふうに考えております。また、色彩につきましても、公園のみどり等の豊かな環境と調和した色彩、素材を採用していきたいというふうに考えております。

建物の配置になります。先ほど左側が希望の広場というような形でお伝えさせていただきましたけれども、「希望の広場」にはメイン棟としてA棟、B棟を配置しておりまして、広場や杜への視線の抜けを意識し、にぎわいがにじみ出す施設配置をしております。また、「誇りの杜」につきましては、雰囲気溶け込む建物の分棟化ということで、比較的小さい建物を複数、C～E棟、トイレ棟というような形で分棟化を図るとともに、杜と建物が一体となった施設配置を考えております。

また、全体的な建物の壁面位置に関しましても、しっかり沿道の道路からセットバックをしたような建築計画を計画しております。特に外苑西通り側につきましては、セットバック空間に遊歩道を設けておりまして、みち広場空間としてしっかり整え、まちなみと一体感の表れるような形成を図っております。

さらに、附帯する構造物や施設の見え方につきましては、視覚的に目立たないように植樹等を計画するとともに、建築的にも格子等を適切に配置しながらデザインをしております。

7ページ、ご覧ください。公園、植栽の景観形成方針になります。

広域的に見た本公園の杜の位置づけといたしまして、周辺のみどりと緑地帯を形成する「誇りの杜」というものを意識しております。具体的には、グリーンネットワークとしての杜づくりということで、神宮内苑、代々木公園に至る緑地帯を形成しまして、生物多様性に貢献し得る東京のグリーンネットワークとして計画を位置づけております。

また、人と深い関係性を育んだ地歴継承といたしまして、しっかり歴史を育んで守り、維持するだけでなく、歩む場として杜づくりを進めていきます。

「誇りの杜」につきましても基本的な考え方になります。下段をご覧ください。

杜づくりのプロセスが、人、生物、まちをつなぐ持続可能な仕組み、フォレストコアの考え方に基きまして、公園の設計、植栽の設計を考えております。このフォレストコアというのは時間の経過とともに変化する生態ゾーンをフォレストコアとしてしっかり位置づけております。フォレストコアは、人、生き物あるいは建物やまちとの関わり方をデザインすることにより、杜づくりの新しい指標とさせていただくことを設計しております。

右側に移っていただきまして、エコロジカル・ネットワークの形成と育てる杜づくりということになっております。

今回の杜づくりというのは、ただ公園をつくって終わりではなくて、しっかり持続的に維持管理し続けるような杜づくりというものを計画しております。具体的には、東京農業大学の濱野先生を指南役とし、生態系に配慮した杜づくりというものを現在進めております。生物多様性の確保を目指しまして、できる限り杜の空間を広く確保します。植物の選定や水辺環境など、生き物が好む環境を創出するような計画を立てております。

また、先ほど維持管理するというようなお話をさせていただきましたけれども、時間をかけて育てていくハーフメイドの杜づくりというものも考えております。武蔵野の雑木林をイメージした常緑・落葉混合林とするとともに、周辺の環境条件に適した在来種を選定しながら、植樹エリアの分散、伐採時期などにおきましても、しっかり多様な環境をつくり、様々な都民活動を促していきたいというふうに考えております。

8ページをご覧ください。樹木の配置になります。

大きく2つのゾーンに分かれておるといようなお話をさせていただきましたけれども、広場空間につきましても、見通しのよい空間となるような樹木の配置をさせていただいております。「誇りの杜」につきましても、杜づくりとしてふさわしいような樹木の配置といたしまして計画しているところでございます。

9ページになります。

具体的に高木、中木、苗木、地被等の計画を今しているところでございまして、エリアに応じて少し特性が出るような形で計画をしております。

続きまして、10ページになります。

景観形成方針といたしまして、水系の景観形成方針というものも今回つくらせていただいております。この水系というものは、ここならではの歴史であります渋谷川の継承ということで、水景のデザインというものを考えております。

外苑西通り沿いに「みち広場」というものをつくるというようにお話を先ほどさせていただきましたと思うんですけども、そちらの「みち広場」沿いに、本来の渋谷川をオマージュするような形でデザイン、設計に落とし込んでおるような形でございます。

また、今回、明治公園自体が渋谷川をオマージュしている「みち広場」に向かって谷地形となっております。公園全体でそのような水景が感じられるように設計に反映しております。

11ページになります。

先ほど、公園自体が全体的に谷地形となっておるといようなお話をさせていただいたとおり、「誇りの杜」からせせらぎや溜まりが見えるような形で、徐々に雨水等が西側に移っていくような計画として、いわゆる雨水排水の計画というものも設計やコンセプトに反映しておるような形でございます。

12ページをご覧ください。ここからが具体的な建物計画図になります。立面図を中心に御説明をさせていただきます。

今回、A～E棟というような商業棟を設けさせていただいており、順番に御説明をさせていただきます。

まず、A棟です。A棟につきましては、一番南側にある一番大きな建物になっております。こちら、外壁の意匠等につきましては、公園景観に配慮した色彩の選定、または公園景観に配慮した自然マテリアルの検討というものを進めております。

13ページもご覧ください。

同じように、公園景観に基づきました色彩、素材というものを検討しておるところでございます。

続きまして、B棟、14ページになります。

先ほどA棟で御説明させていただいたような、同じようなコンセプトで色彩、素材というものを選定しております。ちなみに、ここから説明しますC、D、E棟につきましても、同様の素材というような形で、同じコンセプトの下に設計を進めております。B棟につきましては、2階建てということで、同じような設計コンセプトといたしまして設計計画を進めております。

15ページもご覧ください。

C棟になります。C、D、E棟につきましては、杜エリアに配置されている建物になります。杜エリアに配置されている建物となりますので、しっかり杜空間に溶け込むようなデザインといたしまして、付柱や開口をしっかりと設けて、リズムよく配置することで、溶け込むようなデザインとして考えております。

また、その後、D、E棟も同様のコンセプト、若干配置によって付柱や開口の位置というものが違うんですけども、同様のコンセプトで計画させていただいております。

16、17ページがD～E棟の立面図になります。

18ページが管理棟の着色立面図になります。こちら先ほどの商業棟と同様のコンセプトでしつらえさせていただいておりまして、色彩または素材というものもしっかり公園景観になじむようなものを選定しております。

19ページ、トイレ棟につきましても、同様のコンセプトで計画をさせていただいております。

20ページ、平面図になります。A棟は3階建てというような形になっておりまして、ご覧のような計画を立てておるような形でございます。今回、景観の審議会ということで、立面のところが主な議題というふうに認識はしておりますので、この辺少し簡単に御説明をさせていただきますけれども、B、C、D、E棟につきましてもは2階建ての計画となっております、それぞれ店舗が入るような計画としております。

飛んでいただきまして、25ページになります。

管理棟、トイレ棟というようなものも配置しておりまして、管理棟は文字どおり公園の管理棟といたしまして機能するようものを整備しております。こちらはデッキの下に計画しております。トイレ棟も開放されるようなトイレというものをしっかり整備しております。

26ページ、ご覧ください。参考のイメージパースになります。

こちら、外苑西通りからの鳥瞰パースになっております。手前側が「希望の広場」で、抜けを感じるような広場空間、奥のほうに杜空間があるようなしつらえとさせていただいております。パース上は少し屋上に青色のものが見えておるんですけども、今回ソーラーパネルも考えています。こちらはこのような色とせず、もう少し色調を抑えながら、景観になじむような形で今検討を進めております。

次のページ、ご覧ください。27ページです。

こちらはデッキ上から見た景観になります。デッキ上から見ても、この「希望の広場」の抜け等を感じるようなデザイン、または左側に杜空間があるようなデザインとして、計画をしております。

次のページ、ご覧ください。28ページになります。

こちらは外苑西通りの南側から写したものになっております。この「みち広場」沿いに、少し小さくて見えにくいかもしれないんですけども、渋谷川をオマージュしたような形の水景を計画しておりまして、少し段が上がったところに公園の広場空間が見えているような形になっております。

次のページ、ご覧ください。29ページになります。

こちら、南側の渋谷区道、勢揃坂という道になるんですけども、そちらから見たパースとなっております。A棟、B棟に挟まれたこのゲートにつきましてもは、しっかり植栽等を配置して、このゲート性を保たせながら、公園に誘引するようなデザインを考えております。

30ページ、ご覧ください。

こちら、同じ位置になるんですけれども、西側を向いたものになっております。道からしっ
かりセットバックしたような形で計画しておりまして、その間に植栽を計画し、A棟の圧迫感
をなくすような計画というものをしております。

31ページ、ご覧ください。

31ページは、デッキ下からの景観になります。今回、このデッキはもう既存にあるものでご
ざいまして、このデッキをそのまま残しながら整備をさせていただいております。デッキ下か
ら見ても、このように抜けを感じるような景観デザインというものを考えておるところでござ
います。

32ページ、ご覧ください。

32ページにつきましては、杜空間、いわゆるE棟と言われるところなんですけれども、E棟
の建物が見えているところから見た風景でございます。左側に杜空間を感じながら、楽しみな
がら園路を回れて、小さい建物が分棟しているような形で計画をしております。

また、今回、谷地形になっておりますので、造成計画図も参考図面として添付させていた
いております。

さらに、37ページになりますけれども、その他参考資料といたしまして、現在計画しており
ます樹木一覧表も添付させていただいております。こちら参考資料として御紹介させていた
きます。

簡単ではございますけれども、説明は以上となります。御清聴、ありがとうございました。

○後藤会長 御説明、どうもありがとうございました。

次に、景観事前協議の状況について、御担当の相談員の方から御説明をお願いします。

神谷相談員、よろしく願いいたします。

○神谷相談員 神谷でございます。

この協議については、中身を2回、それからその後のまとめを1回、都合3回実施したかと思
います。一番最初に出てきたときは、公園にしては建物も随分多いし、デザインも近代的で、
どうなんだろうかという印象でした。当時はまだまだ煮詰まっていなかったんですが、2回目
以降少しずつ手を入れていただいて、今日出てきたものを見る限りでは、途中で指摘してきた
ようなものについてはある程度配慮されているかと思えます。

評価した点は、渋谷川の再生、そのやり方も少し本来の姿に近い形を考えてくださいとい
うようなことがあって、あまり変な手の入れ方はしていないかと思えます。

あと、ちょっと注文を付けていた部分で、小さい建物がたくさん分散しているんですけれど

も、公園の中、森の中なので、勾配屋根にならないのかというような話はしていました。規模も2階建てなので、これだけあるとすれば、平屋で屋根が付いているということであれば、もう少し違うんだろうと思うんですが、現状だとかなり最初の印象が拭われない。公園なんだけれども、建物が多。みどりが増えてくれば大分緩和されるんでしょうけれども、そのあたりが気になったというふうな状況で今日に至っています。

建築的なデザインについては少し考慮されていますけれども、大きい建物、A、B棟とC、D、Eあたりを統一的なデザインにしているんですけれども、必ずしもそういうことかどうかというあたりも気になるところです。

私からの経過の状況は以上でございます。

○**後藤会長** どうもありがとうございました。

続いて、本日御欠席の委員から事前に意見を頂いておりますので、事務局より御説明をお願いいたします。

○**事務局（景観・まちづくり課主査）** 事務局でございます。

本日欠席の**坂井委員、伊藤委員**から事前に御意見を頂いておりますので、ここで御紹介させていただきます。

まず、**坂井先生**から、A棟とB棟の間のデザインを教えてほしいということで、パースを御用意してほしいという意見がございました。こちらにつきましては、本日、先ほど説明していただいた資料の中に既に追加していただいているといった状況でございます。

それから、**坂井委員**からもう一点、建物の裏側の処理もきっちりときれいになるようにしてほしいという意見を頂いております。

次に、**伊藤委員**からの意見なんですけれども、公園敷地の東側ですとか南側の隣地との調和を勘案して計画を進めてほしいという御意見を頂いております。

事務局からは以上です。

○**後藤会長** どうもありがとうございました。

それでは、報告1について御意見、御質問、頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

中島委員。

○**中島委員** 御説明、どうもありがとうございます。

計画内容はよく分かったんですが、デッキ下の管理棟についてちょっと1点確認なんですけれども、お示しいただいた18ページの立面とパースで描かれている管理棟が若干違うような気がします。例えば26ページや27ページのパースのほうだと立面にかなりガラス面がぱっとあっ

て、視線が抜けそうなふうに描かれている。階段の下にあるわけですけれども、かなり立面としては向こう側に抜けるかなという、両側ガラス面になっているわけですけれども、今日の立面図だと、立面はかなり閉鎖的な立面になっているんです。ちょっと資料上の齟齬があるので、まずは確認ですけれども、もちろんこれは立面のほう为正しいということでしょうかね。

○**後藤会長** ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○**日本工営都市空間株式会社（小原）** 事業者から説明させていただきます。

立面が正となっております。

○**中島委員** その場合にちょっと気になるのが、やっぱりこの階段というか、デッキが来て、階段が公園をちょっと狭くしてしまうというか、特に北西の角の地上部から入ってくる時、デッキと階段はしょうがないとして、その下もこの建物で埋まっているので、実際の公園のこの「希望の広場」とかその先の「誇りの杜」でしょうか、そういったものへの見通しが利かないというか、それでほとんど存在が分からないような入り口になっている。本来であればこのデッキ下、あまりボリュームに壁のようになるんじゃなくて、少なくとも抜ける部分があったりして、先の「誇りの杜」のみどりが入り口からもちょっと見えているとあってなると、公園のこの広がりやうまく町角のほうにも通じるのかなと思うところはありますので、何かそのあたりは、もうこれは難しいのでしょうか。

パースのときは恐らくそういう意図もあって、こういうふうに階段下だけれどもちょっと抜けるよというような、多分そういうコンセプトだったと思うんです。その後、管理棟の中のプランを考えて、更衣室とかトイレとかそういうものが入ってきて、閉鎖的になっているような気がするんですけれども、もちろん御苦労がいろいろあって、検討された結果だと思いますが、何かそのあたりが少し気になります。管理棟の立面に関しては、ちょっとほかの建物とも役割も違うというか、もうちょっとできれば開いていって、存在感を消すようなほうがいいのかというのが意見としてまず1点。

あと、もう一点は、レガシーという言葉が出てきたのであえてお伺いしますが、ここの敷地自体にもレガシーというか、従前の土地利用がありまして、住宅があったと思うんですけれども、団地のときの何か歴史の継承というのは行われているのでしょうか。例えば樹木であるとか、あるいは何らかの団地の痕跡みたいなものがこの公園の中で表現されているとか。やはり未来に向かってのレガシーを考えるのであれば、過去との関係というのもしっかりと考えられたほうがよろしいんじゃないかと思うんですけれども、その点についてはちょっと質問とさせ

てください。いかがでしょうか。

○**後藤会長** いかがでしょうか。

○**日本工営都市空間株式会社（吉成）** 御質問、ありがとうございます。

まず、管理棟に関してなんですけれども、31ページのパースで北西角からの交差点からの見えということで載せさせていただいておりますけれども、基本的には管理棟をなるべくデッキの中の一番使いづらい部分に寄せて設置をして、今こちらパースのほうで見えているように、その先の「誇りの柱」、もしくは「希望の広場」、そしてその先の収益施設の店舗等が見えたりとか、そのあたりの抜け感というのは意識的に計画、それから配置も検討をさせていただいております。

なお、管理棟の立面に関しましても、現状、デッキ下まで斜めに屋根があるような形になっておりますけれども、これも引き続き検討しているところでございまして、抜け感という意味でも、天井高さを少し抑えて、平場でデッキ下まで建物を埋めるような形ではないようなところも、今引き続き検討しているところでございます。

また、2番目の御質問の都営住宅等の時代のお話等に関しましては、こちらはもともとの公募の指針等からありましたけれども、例えば樹木でいいますと、北東の角、D棟の北東に現時点もありますイチョウの木を残してしまったり、それから今、現時点、仮で置いてありますオリブの木も、樹木等の反映もさせていただいているというところでございます。

○**中島委員** ありがとうございます。既存樹木というのは、分かる資料というのはあるんですけど。なるほど、8ページのほうで書いてあるんですね。確認できました。どうもありがとうございます。

○**後藤会長** 管理棟に関しては、まだ検討の余地があるということですね。

○**日本工営都市空間株式会社（吉成）** そのとおりでございます。

○**中島委員** ちょっと一応確認ですけれども、管理棟というか、北側は平場にトイレということよろしいんですね。

○**日本工営都市空間株式会社（吉成）** そうですね。北西のほうの管理棟は、事務所とそれから北側に少しトイレ部分があって、管理棟兼トイレとさせていただいております、もう一つ、敷地内にはトイレ棟といたしまして、独立の公衆便所も用意しているというところでございます。

○**中島委員** 規模的には公衆トイレがこの2つ分必要であるということなんですね。トイレ棟もあるのに、トイレがかなり近い距離に2つあるという感じがするわけですけれども、何かの

決まりがあってこういうふうトイレの規模が決まっているということでもよろしいでしょうか。

○**日本工営都市空間株式会社（吉成）** そうですね。必要な個数等を確保するという点でもありますし、また、「希望の広場」であったりとか、それから杜側ということで2つのゾーンが分かれているというところもありますので、トイレのほうは今の計画のように2つのゾーンに置いてあるというところでございます。

○**中島委員** ありがとうございます。これからの検討に期待します。

○**後藤会長** 25ページの平面図を見ると、柱を抱えているんだけど、立面を見るとX1、X2通りの間とX4、X5の間の柱を目隠しフェンスで隠しているんですね。こんなことをしないほうがいいような気がするで、ちょっと検討してみてください。

ほかにいかがでしょうか。

譲り合っていていただきますけれども、またその後でお話しいただけますのでどうぞ。

○**浅見委員** 質問というよりは、御説明を伺った感想なんですけれども、資料をずっと御説明を伺いながら拝見していて、まず公園の中にある建物というより、まちなかに樹木と広場があるというような感じがしました。それで、店舗が優先なのか広場が優先なのかというような感じも、この建物の絵を見てしちゃったんですけれども、樹木が育って大きくなれば、あまり建物のこういう感じも気にならなくなるのではないかとも思いますが、公園の中に溶け込むような建物というんでしょうか、例えば屋上の屋根を何か工夫していただくとか、せめてそういうことができないのかなと。これだとあまりにも建物優先で、公園の中でゆっくりくつろげる場所なのかなというふうな気がしました。

以上です。

○**後藤会長** 特に御質問ではない。コメントは頂かなくてよろしいですか。

○**浅見委員** 見た感じ、せめて屋根に工夫ができないものなのかなって。

○**後藤会長** 先ほども傾斜屋根も考えられないかという御指摘もありましたけれども。

○**浅見委員** 傾斜屋根というのがいいのか、ちょっと専門的に分からないんですけれども、でも公園の中にある建物なら、もう少し公園の中にふさわしい素材とか感じがあってもいいのではないかなと思いました。

以上です。

○**後藤会長** ありがとうございます。

続いて御質問、御意見を頂ければと思います。

○**有馬委員** 公園を訪れる方々というのは、どういう方々を想定されているのかなというこ

とをちょっとお聞きしたいなと思っています。それは何かというと、国立競技場でスポーツイベントとかをやると、外国人も含めて大量の人がどっと来るので、すごい人数が来るときと、そうじゃないときというのは、どういう方々が来ることを想定されているのかなというのがちょっと気になるので、お教えいただきたい。

あともう一つは、もともと都営住宅のあったところで、私しょっちゅう通るので、あったときから知っているんですけども、全体が都有地ですか。

都有地とすると、さっき言った訪れる人の数がものすごい凸凹すると思うんですよ。そうすると、100年続くという観点で、小規模な店舗がばらばらとあって、コスト的にもつのかないと。結局、入らない、撤退していくような形になっちゃうとまずいよねと。要するに、廃れていくのも問題だし。

ということで、全体の需要だとか、訪れる方がどういう方々で、訪問者の波をどのように想定して、それを前提としてどのように店舗を配置して、その店舗が収益的に合うのかなというようなことは、どのように検討されたのかをちょっと教えていただければと思います。

○後藤会長 いかがでしょうか。

○東京建物株式会社（黒田） ありがとうございます。

今回の事業の将来的なところのお話もありましたけれども、今回Park-PFI事業ということで、我々事業者としては20年間ということで東京都とお約束させていただいて、事業を行っていくということになっておりますので、まずその20年間で我々、どのようにこの公園を盛り上げていけるかということによって事業のほうを行っております。なので、その先ということに関しては、今、現状では未定というところでございます。

先ほど公園の利用者のお話ありましたが、先ほど申したとおり、イベントのときは国立競技場の利用者であったりとか、そういった来街者の方が多くいらっしゃるということはあるかと思いますが、普段の利用に関しては、一般的な公園と同様、ファミリーの方であったり、または夜の時間なんかはサラリーマンの方なんかも訪れたりということで、非常に多様な方々がこの公園にいらっしゃるということを想定して、今回、コンセプトのところにもダイバーシティ・アンド・インクルージョンということで、多様な人たちが来ても楽しめる公園ということのテーマを置かせていただいておりますので、そういった方に対応すべく、公園の整備のほうを行っているというところでございます。

もう一つ、御質問にありました店舗の収益のところに関しましては、そういった日常的な利用者の方のニーズに合うような飲食店の予定だったり、あとは、来街者の方が来たときに楽し

めるような公園でのイベントだったりというところを行うことによって、収益のほうも上げていきながら、公園の維持管理を行っていきたいというふうに思っているところでございます。

○後藤会長 関連の質問なんですが、日常、国立競技場で何か行われているときではなくて、日常の利用の動線、メインの動線はどういう流れをしているというふうに想定されているんですか。どこから人が多く入ってくるんですか。

○東京建物株式会社（黒田） 今回の敷地の入り口に関しては、できる限りメインのゲートというような考え方よりは、千駄ヶ谷の駅から来る方もいらっしゃる、外苑前から来る方もいらっしゃるということで、非常に多様なアクセスでこの公園に来園されるということを我々は想定しております。ですので、基本的には四方どこからでも公園に入れるように入り口を設けているというのが、今回の公園になっております。ですので、「みち広場」であったりしますけれども、「みち広場」もどちらかという点で入るというよりは、道路側からシームレスにアクセスできるような、大きく開口を設けさせていただいたり、北側に関しても、先ほどのデッキ下のお話もありましたけれども、公園の中に入れるようにしておりますし、南側の勢揃坂からもゲート性のある建物の間を通るような形ということで、マルチアクセスをさせていただきながら公園にアクセスできる計画とさせていただいております。

○後藤会長 もう一つですか。はい。

○有馬委員 外国人だとかいろんな人がイベントのときに来るので、治安はやや心配なんですけれども、夜間の照明とかはどんな感じで考えておられるのか、どこかに書いてあるんですか。

○東京建物株式会社（黒田） 今回照明計画は入っておりませんが、照明に関しても、やはり我々も今、イベント行われている国立競技場の状況なんかも確認させていただいておりますので、夜間も安心して滞留できるような公園設計という形で今、計画のほうを進めております。

○有馬委員 照明が遅くまでついているのですか。

○東京建物株式会社（黒田） そうですね。照明に関しても、例えば今懸念されているデッキ下のところが暗がりになるんじゃないかというようなお話もあるかと思っておりますけれども、そういったところに関しても、照明の照度なんかも確認させていただきながら準備させていただいております。

○後藤会長 ありがとうございます。

続いて。はい、どうぞ。

○大橋委員 今、私がずっとこの資料読ませていただいて感じていたんですけども、いつも公園をつくるみどり、それってどこへ行っても同じ花があるんです。もう皆さん、どっちかというとお花とかみどり、見飽きているところがあるんじゃないかなと思うので、そういう点、ちょっと個性的にというのは変ですけども、今ここの「誇りの杜」をつくるに当たって、伝統とか防災とかがみんな絡まって計画していらっしゃるんですよね。これは皆さんが大変なのか分かんないけれども、意外に木の実のなる公園ってないんですよ。

それで、今まで伝統ということに関して言ったら、ずっと昔から東京ってどこのうちでも柿の木が必ずあったはずなんですよ。それが今はマンションでほとんどありません。それで、これから防災ということに対して、やはりこういう広い空間ってすごく大事だと思うんですよね。だから、皆さん、日頃は柿とかビワとか何でもいいんですけども、見ていて、あれがビワだなと思いつつながら、いざというときは食べられる、そういうものをちょっと作って、そして、かつ、結構手がかかって取るのも大変でしょうけれども、それを飲食店とか例えばその場所で、ここで取れたフルーツみたいに、即売会ではないんですけども、四季折々にそういうイベントをつくっていただくと、結構一般の方でも花を見ながら、ちょっとそういうものを目的にいらしたりするのではないのでしょうか。うちもちょっと古い家なので、柿の木の渋柿で干し柿なんかするんですよ。そうすると「今どき干し柿している、東京でできるんですか」と言って、本当に外人さんとか日本の方がよく入っていらっしゃるんですよ。結構、東京でも干し柿が上手にできるんですよ。

だから、そういうものに今すごく東京の人さえ関心を持って、昔を懐かしんでみどりを見ていらっしゃるのかな。だから、こういう公園をつくるたびに思うんですけども、桜とかあっても、花の咲く木を植えるところってほとんどないんですよ。それで、うちなんかはちょっと花がメインですから、鳥も来るし、トンボ、チョウ、蜂も来るし、それこそ1年中、虫と鳥が来るんですよ。

だから、この公園をせっかくつくるんだったら、そういう鳥や虫とかが来て、かつ収益が上がって、外人さんや一般のお年寄りもこの公園を見にこられる、そんなところを一部つくっていただけたらすごくうれしいなと思って、今回はちょっと考えてきました。

○後藤会長 ありがとうございます。

では、**篠沢委員**、お願いします。

○篠沢委員 建築等のお話が切れたので、2つお聞きしたいんです。

まず、何でこの杜の都の「杜」という字でネーミングしたかということと、杜の将来形がな

ぜ雑木林、里山なのかというのをお答えいただきたいと思います。

○**後藤会長** いかがでしょうか。

○**東京建物株式会社（黒田）** 「杜」に関しては、まさに少し魂を込めさせていただいて、こういった形の文字を使わせていただいたんですけれども、2個目の質問は何でしたっけ。

○**篠沢委員** 1つ目が、何で「杜」という字でネーミングしたのかということです。

○**東京建物株式会社（黒田）** 「杜」の漢字ですね。

○**篠沢委員** 普通の「森」と言わずになぜこういう「杜」を使ったんですかという話と、2個目は、何で里山の雑木林っぽいのを仕上げに使っているんですかという話です。

お答えいただかなくてもいいですので、ちょっとこちらから説明します。

今この立地というのは、隣接に国立競技場の1,000本を伐採するという政治的なものも含めて、非常にホットな問題が多いところで、僕らも慎重にやらなきゃいけないところだと思うんですよ。この「杜」という言葉を使うときに、神宮を意識しているのであれば、その杜の組成にはもう少し配慮が必要かと思う。

さっき調べたんですけれども、杜の都・仙台は「杜」って使いますよね。あれは、単純に自然じゃない杜というふうに、「杜」を使っているんだというんですね。そうだとしたら、それはそれでいいんだけど、誤解を招きそうです。つまり、「誇りの杜」とか言うと、何やら神宮の森が伐採されているときに、ここでは何かもう少しちゃんとやりたいという気持ちがあるのかなと思います。

私は専門が造園なので分かるんですけれども、一般の方にはよく分かんないと思うんですが、フォレスト、パーク、ガーデン、森、林、庭と言ったときに、フォレストというのが今切られている森なんです、鬱蒼とした森。今つくろうとしているのはパーク、雑木林なんです。くしくも先ほど、20年の指定管理者で、その先は知らないとおっしゃいましたが、6ページに100年続く杜をつくりたいとおっしゃっていますよね。雑木林で100年続かせるには、伐採が要るんです。伐採して20年ずつで切っていくながら、雑木林として維持する。それを目指しているのか、それとも明治神宮内苑がやったように、階層的に植栽をしながら、最終的にフォレストを目指すような造成をするのか。狭いですし、本筋とはちょっと違うんですが、隣接地としてここは非常に重要だと思うんです。

分からない市民の方に、まるで100年も続く永続的な杜をつくっているようにおっしゃるけれども、雑木林でそのままやると、ひよろひよろのコナラになってしまって、今度管理が大変みたいになるんですが、そこはちょっと強く意識を持って植栽の計画を考えていただき

たい。かなり工期が迫っているのは分かるんですけども、造園ならまだ間に合いますし、その後のメンテナンスも含めて、例えば指定管理20年のノウハウや切り方の方法がその後引き継がれるとか、1,000年残っているオリーブを持ってこられて、イチョウも保存されているんだけれども、できれば一部100年本当に残るもの、例えばD棟、E棟の間ぐらいでは、常緑樹、下に仕込ませておいて、切られた1,000本のうち何本かはそこで100年もたす、あるいは200年もたすような木をつくるみたいな意識を持っていただけると、非常によいなとは思っています。非常にささいなことかもしれないし、魂込めていただいたのは分かるんですけども、魂の込め方を間違えると、間違っただけで区民、都民に伝わっちゃうと思います。

心配しているのは、特につくる目的というか、その理想像は高いんですけども、やっていることがそれとずれてしまっているというのが非常に困る。例えばオマージュという言葉、あるいは見立てという言葉が出ますよね。それは本筋ではないとおっしゃっているのと同様だと思います。断面図拝見したときに、谷にかなり盛土していますよね。つまり、専門家が嫌な感じで見ると、谷を埋めて杜という名前の付いた雑木林をつくって、渋谷川のせせらぎという名前の人工の盛土の上の流れをつくっているんだと、言っちゃうんですよ。そうでないことを目指していらっしゃると思うので、そこはきちっと用語を整理された上で、森は森、林は林、それから人工の流れをつくることの意味も、もう少しきちっと都民に分かりやすく伝えるようにしていただかないと、隠しているように見えちゃうので、御注意いただければと思います。

以上です。

○**後藤会長** ありがとうございます。特にお答えは要らないですか。

○**篠沢委員** お任せします。

○**後藤会長** ぜひ本質的な御指摘ですのでお願いします。

○**東京建物株式会社（黒田）** ありがとうございます。

先ほど、20年で我々はおしまいということで先ほどの発言をしたわけではなくて、20年後もその後も含めて、維持管理がしっかりできるような公園をつくっていくということの、その最初の20年というふうに思っておりますので、そこは誤認を与えていて申し訳ございません。杜についても、先ほど御指摘いただいた点、そういったところが都民、区民に分かりやすいように、どのように表現していくかということに関しては、今後しっかり研究していきたいと思っています。

○**後藤会長** **野澤委員**、お願いします。

○**野澤（康）委員** **野澤**です。

ちょっと細かいことの確認だけなんですけれども、先ほど御欠席の**伊藤委員**のコメントにもあったと思いますが、隣地との境界のつくり方とか、あるいは歩道部分を広げようとセットバックされていますが、そこといわゆる緑地化する部分との境界線のつくり方について、あまり細かいイメージが分からなかったので、御紹介いただければと思います。

○**後藤会長** ありがとうございます。

○**日本工営都市空間株式会社（吉成）** 隣地境界線に関しましては、5ページの配置図のところで見ていただければと思います。

その接する場所に依じて少し意味合いを変えておりますけれども、西側、外苑西通りの道路沿いにおきましては、先ほども少しお話ありましたけれども、旧渋谷川をオマージュした水景空間を、こちらでセットバックしながら用意しているというところでございます。また、隣地の建物が接しているような場所、もしくは勢揃坂等、こちらは周辺の木々等と合わせながら木を植栽していきながら、周辺の景観と合わせていくような流れを取っております。基本的にはセットバックを3メートル、6メートルとさせていただいているというところでございます。

また、「誇りの杜」のところ、こちらの隣地境界部に関しましては、後ほどランドスケープの担当からお話しさせていただきたいと思います。

また、東側の境界に関しましては、既存のランドスケープがありますので、隣地の方と協議しながら、そちらからの動線等の配慮しながら計画を進めていこうというところでございます。

○**日本工営都市空間株式会社（川又）** 民間マンションの側の杜との境界部分につきましては、雑木林として、雑木林の形の疎林と、あと境界沿いには、そこから杜に直接入らないように、低木・地被とかをランダムに植えながら、くっきりした境界ではなく、植栽で緩い形の直接杜には入らないような境界のつくり方を検討しております。

○**後藤会長** ありがとうございます。

JOCとこのザ・コート神宮外苑の足元とつながっているわけですがけれども、塀や柵で区切るのではなくて、低木で、視線は抜けるけれども、人々の往来はできないようにするという、そういうことですね。

○**日本工営都市空間株式会社（川又）** はい。そのようになります。

○**野澤（康）委員** 分かりました。間違っても無粋なフェンスが建たないようにお願いしたいところです。

以上です。

○**後藤会長** **吉田委員**、どうぞ。

○吉田委員 吉田です。

ちょっと色彩について質問なんですけれども、全体を同じ自然の素材でまとめていくということは、基本的にはいいことだと思うんですけれども、この土壁等の自然素材マテリアルというのは、具体的にどんなものなんですか。一部図面にジョリパットという表記も小さく入っているのですが、よく使うちょっと土壁に似せた吹き付けたりしているものなのか、実際に土壁を左官とかそういうもので塗るのか、それを教えていただけますか。

○日本工営都市空間株式会社（吉成） こちらは意匠的には塗り壁の素材ということで今、検討を進めております。実際この素材がどういったものになるかということところは、今、随時検討を進めているというところがございますけれども、色合いとしてはアースカラーを基調としながら、塗り壁調のものを選定していくように検討しているというところがございます。

○吉田委員 今まで幾つか指摘されているように、僕も杜に対して建物が結構大きくて、それで数も多いなというふうに見えるんですけれども、全体的に木の中に隠されているとか、そういう見え方だといいたけけれども、あるパースを見ると、両側に建物があって、挟まれている。そういうときに、自然素材で本当に塗っているものであれば、左官屋さんの手のちょっとした違いとか、あるいは、ここでたくさん使っている擬木とか、それも本物の木であれば、多分微妙に違ってきますから、その圧迫感がないと思うんですけども、全部きれいにそろっていると、そろい過ぎてかえって圧迫感があるんじゃないかというふうにも思います。

こういうものを本物で作れば、さっきの左官屋さんの手の違いとか、あるいは土の僅かな違いとか、あるいはつくったときの違いとか、そういうものがみんな反映されて、その微妙な差が味わいになってくると思うんですけれども、これ一気につくりますから、同じ工業材料で同じような顔料の塗装でというふうになったときに、かえってちょっとそろい過ぎていて、うるさいんじゃないかというふうにも感じる。本当の土であれば、その土の違いとか塗り方とか、そういうことも考えてほしいし、あるいは、場合によっては多少微妙に色を変えていくとか、木の部分なんかでも多少色が変わっていると、そういうようなことの検討も必要かもしれないと思いました。

○後藤会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ちょっと私からもコメントさせていただきたいんですけれども、A棟は店舗というふうに伺っていたんですが、公衆浴場と聞いてちょっとびっくりしたんです。一番大きなA棟の2階、3

階が公衆浴場で、我々がイメージするような銭湯のような公衆浴場ではないというようなお話はされているんですけども、その公衆浴場なるものを入れるとして、それが公園とどういう関係を結ぶのかというところが少し分からなくて、平面図を見ても何も書いてないですよ。要は、オペレーターが決まっていらないのか、これから詰めていかれるんでしょうけれども。

A棟の北側が1階から3階まで前面ガラス張りなんだけれども、それによってにぎわいが公園に表出してくるとか、見る見られるの関係が生まれるとか、そういうことを意図されているんでしょうが、公衆浴場だと、そのガラス面から何が見えるのか。視線の交錯とかにぎわいというのは、ちょっとそこでは期待できなくなってくると、何かA棟の北面のしつらえというのは、やはり中の機能に合わせて検討いただく必要があるのではないかということが一つ。

それと、**坂井先生**もA棟、B棟の南面あるいは裏ということを気にされていて、僕も同じようなことに関心があるんですけども、例えば公衆浴場であれば、熱源が何であって、きっとボイラー的な、まさに裏を形成しなければいけないものがどこかに出てくるということを考えると、その扱いが先ほどのゲートと呼んでいるようなところとうまく処理できるのかなというようなことが危惧されます。ですから、もう少し建物の中身の機能をきちんと考えていただいて、それが外観にどのように表出してくるのか。今、A棟もB棟も南面は何か水平の欄間のような窓になっていますけれども、そのあたりもそれが正しいのかどうなのかということ、ぜひ御検討いただきたいなというふうに思います。

ということで、ちょっと予定の時間を過ぎましたけれども、**和田委員**、お手が挙がりました。

○和田委員 ちょっとだけ聞きたいんですけども、実は10月9日に隣の国立競技場で新宿区のサッカーチームのクリアソン新宿の試合があったんです。区長と高野さんがキックオフしたんですけども、1万8,000人入ったので、こちらの3ページの⑥番、「左手に対象敷地が立地している。対象敷地の前面歩道は街路樹もあり、狭い印象がある」とあるんですけども、その帰りに実際ここを歩いたんですけども、狭い印象じゃなくてかなり狭いので、例えばセットバックして歩道を拡幅ということは考えられるのかどうかだけ、ちょっとお聞きしたかった。

○後藤会長 回答をお願いします。

○東京建物株式会社（黒田） 多分、見られたときにはもしかしたら擁壁もあって、少し狭い印象をお持ちいただいたかなというふうに思うんですけども、今そちらの擁壁のほうも解体させていただきまして、これから計画の中でセットバック、プラスで少し水系も入ってきますけれども「みち広場」という形で広場化することによって、その歩道に関しては非常に広

く感じるようなしつらえになってくるかなというふうに思います。

○後藤会長 5ページの配置図を見ると、かなりそこは現状より広くなりそうな感じですが。現状はこの白いところで、ハッチが描かれたところが今回の公園敷地で、そこが一体的に歩行者空間になると。

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項1、以上とさせていただきます。

[報告2] 新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン改定について

○後藤会長 続きまして、報告2に移ります。新宿区景観まちづくり計画及び新宿区景観形成ガイドラインの改定でございます。

事務局より御説明をお願いします。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 事務局でございます。

報告1が終了いたしましたので、恐れ入りますが、事業者の方々は御退席のほう、お願いいたします。ありがとうございました。

[事業者 退室]

○事務局（景観・まちづくり課主査） それでは、報告2、新宿区景観まちづくり計画及び新宿区景観形成ガイドラインの改定について説明させていただきます。

今年度の7月から委員になられた方もいらっしゃいますので、改めて少し経緯を説明させていただきますと思います。

こちらの計画の改定につきましては、令和2年度の10月に景観計画検討小委員会というものを、本日の景観まちづくり審議会の部会という形で立ち上げまして、検討を行ってきているというところでございます。これまでに令和2年度に4回、令和3年度に5回、本年度1回ということで、合計10回の小委員会を開催して検討を重ねてまいりました。

本日の資料は、今年の4月にこの審議会で頂いた意見に対応させていただいたということのほか、この間、区で実施させていただきましたパブリック・コメントを受けて修正をしたり、それから7月に都市計画審議会のほうでも御報告を行っておりまして、そこで出た意見も反映した状態で資料を用意しているといった状況でございます。

こちらの景観まちづくり計画の改定については、今年度中に改定ということを目指しておりまして、この審議会としては、今回報告させていただくんですけれども、1月頃に最終ということで御審議いただいて、御了解いただければ、区の内部手続を経て改定ということになる予

定でございます。

それでは、中身の説明に入らせていただきます。資料のほうなんですけれども、大きなクリップで留まっておりまして、説明の都合上、クリップを外してお聞きいただけるとありがたいです。

まず、報告2の資料1ということで、A3で青い資料、こちらが概要で、ちょっと項目だけ改めて御紹介させていただきます。

0番は、改定の概要ということで書かせていただいているんですけれども、実際の改定の項目としては、1番から新宿区らしい景観づくりに関する視点、それから超高層ビル群のスカイラインに関する景観形成、それから夜間景観の形成、4番が公共空間における環境や人の活動を重視した景観の視点、裏面にいきまして、左上、新たな屋外広告物、こちらはデジタルサイネージになりますけれども、そういったものに関する景観形成、それから6番の大規模建築物等に関する景観形成、最後、右上の7番、エリア別景観形成ガイドライン、今読み上げさせていただきました7点が大きな改定の項目ということで、改定に取り組んできております。

今回、4月の審議会から改定したところなんですけれども、お配りしている資料のクリップを外していただいた一番下に、報告2の資料3ということで、主な対応一覧というものを御用意しておりますので、こちらを見ながら説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1番です。4月の審議会で頂いた意見として、目次のヒエラルキーについて、屋外広告物に関する景観形成ガイドラインというのが景観形成ガイドラインの一つで、エリア別景観形成ガイドラインと同じ階層ではないかということで御意見を頂いて、修正しているところがございます。該当するページですが、目次でページが振っていないので見づらいんですけれども、表紙から2枚めくっていただきますと、ガイドラインの目次のページがございます。こちらの右側のページ、ピンク色のバーがあって、屋外広告物に関する景観形成ガイドラインと記載があるんですけれども、こちらのガイドラインが新宿区景観形成ガイドラインの一部であるということが分かるように、少しレイアウトを調整したりですとか、文字の大きさを整えたりといった対応をさせていただいております。

次に、2番、超高層ビルの定義を記載したほうがよいのではないかという御意見を頂いております。こちらについては、12ページをご覧ください。

定義を記載したほうがいいんじゃないかという御意見については、こちらの広域的な景観形成方針の①番の超高層ビルの景観形成、この項目について頂いている御意見となっております。意見としては、こちらに頂いたんですけれども、このページが超高層ビル、聖徳記念絵画館、

水辺景観の形成といったところで、区の大きな景観形成に対する方針を記載しているページでございますので、定義についてはこちらのページではなくて、266ページをご覧ください。と思っておりますけれども、2-1、超高層ビルの景観形成ガイドラインということで、こちらに具体的にガイドラインを記載してありますので、この具体的なページの右上に、対象：高さ60メートルを超える建築物とあり、こちらが超高層ビルの定義ということになっております。

次に、3番にいきまして、2-2の飯田橋・大曲エリアの景観形成の目標の、「都心にふさわしい快適で落ち着いたまちなみへ」という文言が分かりづらいのではないかと御意見を頂いております。こちらについては、111ページをご覧ください。

こちらのページの一番上に書いてある目標のところと、景観形成の方針の1番の具体的な方策のところと、以前の状態ですと、「にぎわいの創出」といったことが具体的な方策にありながら、タイトルのほうの「落ち着いた」という文言とちょっと矛盾するのではないかと御意見でして、今見ていただいていると思っておりますけれども、「都心にふさわしい快適で風格のあるまちなみへ」ということで、表現を修正させていただいております。こちらは、交差点のデッキの上などから中層を見ますと、比較的オフィスが多くて、整った風格のあるようなまちなみに見えるかと思っておりますけれども、一方で、足元のほうは店舗も出ておまして、にぎわいが感じられるといったことで、こういった表現とさせていただいております。

次に、4番にいきまして、121ページをご覧ください。

御意見としては、一番上のところ、「みどり豊かな歩行者空間でつながれたゆとりのあるまちなみへ」という文字が、変更箇所ということで赤字にさせていただいたんですけれども、こちらがちょっと背景の赤色と同化して見づらいといったところで、このページについては背景の色を調整させていただきまして、少し色の差を分かりやすくさせていただいております。

また、全体を通してこういった文字ですとかイラストで、ユニバーサルデザインに配慮すべきじゃないかということがございますので、その対応も併せてさせていただいております。

参考に1か所御紹介させていただきますと、119ページをご覧ください。この119ページの右側の一番下の図と一番下から2番目の絵を見ていただくと、下から2番目の絵は、みどりの形として葉だとか幹が表現されていて、これは色がなくても木ということが分かりやすい図かと思っておりますけれども、一番下の図は、壁面緑化ということで、擁壁に緑化がしてあるような絵があるかと思っておりますけれども、こちらが色がなくて緑化をしているということが分かりづらいということがありますので、そういったところについては、今このページに記載しているように、丸で囲んで壁面緑化という文字を書いたり、そういった形でイラストの意図が分かりやす

くなるように修正を加えているところでございます。

次に、5番にいきまして、公共空間のガイドラインについて、道路空間をどう使うかということがあまり書かれていないのではないかとということで御意見を頂いております。こちらについては、274ページをご覧ください。

こちらが公共空間の景観形成ガイドラインですけれども、このガイドライン自体がどうしても建築計画に伴って創出される空間を対象に書かせていただいているということで、道路そのものに対する内容というのは、ちょっとこのガイドラインの中にはないという状態なんですけれども、その中でも道路空間だとかそういったものと敷地内の空間の連続性への配慮だとか、そういったことにしっかり取り組んでいただきたいということがありますので、審議会から少し表現を追加させていただいております。例えばなんですけれども、左側274ページの(3)番の一番下の文章、「沿道の街路樹と連携するなど、生物多様性に配慮した連続した緑地環境を創出する」ということで、この冒頭の沿道の街路樹と連携するといったところなど、道路空間との連携について追記をさせていただいているといった状況でございます。

次に、6番目なんですけれども、屋外広告物に関する景観形成ガイドラインにおいて、京都の事例ですとか、ちょっと新宿から遠い事例が多いのではないかとという御意見がございました。こちらのほうは、315ページをご覧ください。

315ページの右下の写真と左下の写真が新宿区外の写真となっていたんですけれども、区内の事例でこの内容に合った写真のほうに差し替えをさせていただいております。左下の写真が、コモレ四谷の駐車場のサインというふうになっておりまして、右下の写真が神楽坂のセブンイレブンの写真ということで、景観に配慮した色彩をさせていただいている写真となっております。

そのほかに、写真の差し替えは323ページでも行っておりまして、323ページの一番右下の写真、こちらは壁面緑化ということで、福岡のキャナルシティの写真を使わせていただいていたんですけれども、こちらも区内の事例に改めまして、コモレ四谷の壁面緑化の写真とさせていただきます。

ここまでが4月の審議会で頂いた御意見への対応となっております。

次に、主な対応一覧の裏面にいきまして、都市計画審議会で出た意見に対する対応でございます。

みどりについて、景観の面でみどりの保全という視点が重要だと思うという御意見を頂きましたので、修正を加えさせていただいております。まず、11ページをご覧ください。

11ページは景観法を活用したまちづくりということで、大きな基本方針を書いているページ

なんですけれども、その一番下、視点3の「水とみどりを生かす」というところで、もともと保全だとかみどりの創出ということは書いてはあったんですけども、すごく抽象的な書き方になっておりました。そちらを少し具体的に追記をさせていただいているという状況で、少し読ませていただきますと、「みどりは最も失われがちで、しかも必要不可欠なため、既存樹木の保存・移植等によるみどりの保全を誘導するとともに、新たな植樹等によるみどりの空間の創出に取り組みます」ということで、保全と創出を分けたような書き方とさせていただいております。

それに加えて、262ページをご覧ください。先ほど見ていただきました基本方針のところの修正と併せて、262ページのみどりの景観形成ガイドラインのほうも修正をさせていただいております。

1番の(1)のところです。修正した文章を読みますと、「地域の貴重な財産として、保存や移植等により、みどりを保全してください」ということで、以前よりも少し具体的な書き方にさせていただいております。

また、あわせて、同じ1の(1)の具体的な方策の2点目なんですけれども、赤字のところ、「新たに植樹をする場合は、将来の成長した姿を見据えて、既存樹木との連続性や調和、歴史性に配慮した樹種を選定する」ということで、新たに植栽をする場合も、将来形を見据えて植栽をしてほしいといったことを追記しているところでございます。

それから、8番が、同じく都市計画審議会で頂いた意見で、デジタルサイネージについて、景観に与える影響が大きいため、十分に検討してほしいということで、これまでも議論は重ねてきたんですけども、この意見を踏まえまして、より分かりやすくなるように修正をさせていただいております。305ページをご覧ください。

305ページのデジタルサイネージについてなんですけれども、見出しの一番上に自主審査体制の構築ということを挙げさせていただいております。もともとこちらはコンテンツの一部のところ記載させていただいたんですけども、デジタルサイネージを運用していく上で、この自主審査体制を構築するというのが一番重要であろうということで、この一番上に表示をさせていただいております。

この自主審査体制の中では、各設置事業者が自主審査基準というものを設けて、デジタルサイネージのコンテンツを変更する際にも、きっちりルールを守っていただきたいということなんですけれども、そのルールとしては、下に記載してあります点滅、高速モーションの抑制ですとか、消灯時間の設定や明るさ・音量の調整ですとかコンテンツに関する内容、そういった

ことを自主審査基準の中で自らルールとして決めていただきます。そういった形で運用していただければということで考えております。

次が9番なんですけれども、パブリック・コメントへの対応ということで2点挙げさせていただいております。

パブリック・コメントについては、約200件ほど御意見としては頂いているんですけれども、その意見の多くが、文章が分かりづらいですとか、イラストが分かりづらいですとか、もっと良い写真があるのではないかと、そういった御意見でございまして、そちらについては事務局で対応させていただいているという状況でございます。

ここで挙げさせていただいているのは、少し大きな変更内容ということで、まず9番、粋なまち神楽坂地区の景観形成方針として、屋外広告物の景観誘導の方針を記載してほしいということで、41ページをご覧ください。

この粋なまち神楽坂地区は、区分地区としては一応建築が対象の区分地区ということになっているんですけれども、それとは別に屋外広告物の地区別ガイドラインというものを策定しておりまして、屋外広告物についても既に景観誘導を行っているという状況でございます。この粋なまち神楽坂地区の景観形成方針の中に、屋外広告物に関する内容が記載されていなかったということがありましたので、⑤番のほうに追加をさせていただいております。この内容については、既に策定しておりました屋外広告物の地区別ガイドライン、そちらと整合する内容として記載をさせていただいております。

次に、10番です。届出の対象規模に満たない規模であっても、景観まちづくり計画及び景観形成ガイドラインに沿って建築計画を行うように文章を追加してほしいという御意見を頂いております。67ページをご覧ください。

67ページの景観まちづくり推進施策の1番の景観事前協議制度のところですが、この1番の最後の段落の「なお」以下なんですけれども、読み上げさせていただきますと、「なお、景観事前協議等の対象とならない建築物についても、景観まちづくり計画及び景観形成ガイドラインに沿った計画とすることが望まれます」ということで、御指摘の内容を追加しているところでございます。

11番以降が事務局による修正なんですけれども、11番が327ページでございます。327ページの屋外広告物を活用した地域貢献のページをご覧ください。

このページの右下の地域貢献につながるデジタルサイネージという項目がもともと記載してあったんですけれども、一番最後の文章を追加しております。「また、電力ひっ迫時には必要

な情報以外は消灯するなど、節電に配慮することが大切です」といった文章を追加している状況でございます。

次が12番なんですけれども、266ページをご覧ください。

こちらは、2-1、超高層ビルの景観形成ガイドラインのページなんですけれども、1番の「超高層ビル群としてのまとまりを持たせる」の具体的な方策の3点目でございます。「新宿駅直近では、新たな拠点にふさわしい形態意匠とする」ということで、この内容は、新宿駅直近地区地区計画というものを区で策定しておりまして、こちらの内容を踏まえた内容として追加をさせていただいております。

最後が13番です。区全域屋外広告物ガイドラインについて、順序を入れ替えて少し分かりやすくしたということで、こちら、該当するページを記載しているんですけれども、目次で説明したほうが分かりやすいかと思っておりますので、ページ番号振られていないんですけれども、一番最初のページからまた2枚めくっていただきまして、目次の屋外広告物に関する景観形成ガイドラインが書いてあるページをご覧ください。

屋外広告物の2番の区全域屋外広告物ガイドラインの下に、2-1、基本的な景観配慮事項、2-2、周辺景観との調和の視点、2-3、安全性や地域貢献等の視点ということで、大きく3つの項目がございます。こちらの順番をちょっと見直して、見出しを調整させていただいたんですけれども、内容として、2-1の基本的な景観配慮事項が屋外広告物単体で配慮すべき事項ということで記載させていただいております。2-2の周辺景観との調和の視点というものが、屋外広告物と建物ですとか周りの環境ですとか、周辺との関係性についての考え方について記載をさせていただいております。最後の2-3が安全性や地域貢献ということで、2-1だとか2-2を踏まえたさらなる啓発ということで、記載をさせていただきます。もともとこの2-1の内容が一番最後にあったということで、少し分かりづらかったので、単体に関する内容をまず冒頭に持ってきて、より分かりやすくしたという状況でございます。

主な対応箇所としては今説明したとおりなんですけれども、本日頂いた意見を踏まえて、1月に修正案をお持ちして御審議いただけたらと考えております。

説明は以上となります。御清聴ありがとうございました。

○**後藤会長** どうもありがとうございました。

どうぞ。

○**安田委員** 委員の**安田**です。感想と、あと御相談が1個あるんです。

まず、これ、かなり労力を使われて、見やすくなりました。特にエリア別の景観形成ガイド

ラインのところなんですけれども、全体のフォーマットがA4、2ページに統一されていて、あと、分かりやすいのは、特性と方針と目標という、明確なジャンル分けしているところが、共通していてすごく分かりやすいと思います。

手短に言いますと、御相談なんですけれども、これずっと私読んでいまして、255ページ以降なんですけれども、これも方針と考え方と方策が記されていて分かりやすいんですが、79ページから254ページまでのエリア別景観形成ガイドライン、これは1冊になっていますけれども、その入替えができないかなとちょっと思ったんです。

区全域景観形成ガイドライン、255ページ以降ですね、ここを最初に読むと、戻っちゃいますけれども、エリア別景観ガイドラインが分かりやすいんです。もう見慣れている方はこのとおりだと思うんですけれども、これ255ページのほうの区全域景観形成ガイドラインを先に持ってくるということは、お考えにはありませんでしたでしょうか。何か分かりやすくなるんですけれども。

○後藤会長 ありがとうございます。

目次を見ると、目次の2枚目というのかな、それで今、御指摘は、エリア別景観形成ガイドライン、79ページから254ページまでの記述と、255ページ以降の区全域のガイドラインをひっくり返したほうがいいんじゃないかという御指摘ですよ。

○安田委員 はい。それはお考えになかったですかね。

○後藤会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 事務局でございます。

今の御指摘は、区全域のガイドラインをエリア別景観形成ガイドラインよりも前に持ってきたほうがよいのではないかということかと思うんですけれども、この景観形成ガイドラインの改定に当たって、より分かりやすくしようということが目標の一つでありましたので、ガイドラインの順番については事務局でも検討をしております、今頂いた意見も景観計画検討小委員会のほうで少し議論をさせていただいたという経緯がございます。

○安田委員 そういうことなんですね。

○事務局（景観・まちづくり課主査） はい。その中で今、最終形としてエリア別景観形成ガイドラインを前に持ってきているというところなんですけれども、その趣旨として、新宿区の景観形成としては、そういった区全域から各地区だとか絞っていくような、地図上で見たような、そういった景観形成のやり方ではなくて、今回この景観計画の改定に当たっても、昨年度ワーキンググループをさせていただきまして、学生さんにもかなり町歩きをさせていただいた

んです。そうした町の状況というのを実際に体感して、それをガイドラインにさせていただいているということで、現地の状況を大切にこの景観を形成していきたいという新宿区の思いがございますので、小委員会の議論の結果としましても、エリア別をやはり最初に持つてこようということで、今この順番にさせていただいていると、そんなような状況でございます。

○安田委員 分かりました。ちょっといきさつがどうだったのかなと思いましたので。ありがとうございます。

○後藤会長 ありがとうございます。

ボトムアップ型といいますか、上からトップダウンで大きなものから並べていくのではなく、下から積み上げていこうというのがこれまでの新宿区の景観形成の基本的な考え方ということで、小委員会のほうでもこの順番を選択されたんだというふうに理解しました。ありがとうございます。

○安田委員 ありがとうございます。

○後藤会長 ほかにいかがでしょうか。

この方向で最終的に1月にお諮りするということでよろしいでしょうか。ただ、先ほどパブコメで写真とか図に対する御指摘があったようですけれども、今こうやってば一つと見ても、同じような写真が使い回しになっていたりとか、スケッチが妙に詳し過ぎて、もう少し抽象的な段階で止めておいたほうがいいようなものも散見されるので、ここまで来たら、文言はかなり目を通していただきましたので、もう一度図を1点ずつ、これまでの仕事のレベルに沿う表現になっているかどうかを確認いただければなというふうに思いました。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、報告2は以上とさせていただきます。

[報告3] 令和3年度景観事前協議及び行為の届出状況について

○後藤会長 続きまして、報告3、令和3年度景観事前協議及び行為の届出状況について、事務局より御報告お願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 事務局でございます。

令和3年度の届出の状況について報告させていただきます。時間の都合もありますので、少し簡単に説明させていただきます。報告3の資料をご覧ください。

上の表が令和3年度の各地区別の届出件数ということになっております。件数については記

載のとおりといった状況でございます。

下の表は景観まちづくり計画の運用後の届出件数の比較ということで、令和3年度、昨年度は赤字になっているんですけども、景観事前協議としては461件、括弧書きで屋外広告物を除いた件数ということで、建物の件数が257件という件数がございます。こちらの件数は、平成27年度以降を見ていただくと分かりやすいかと思うんですけども、おおむね例年どおりかと思えます。そういった状況となっております。

裏面にいきまして、景観まちづくり計画の運用後に審議会に報告をさせていただいた案件としては、令和3年度は2件の報告をさせていただいていると、そういった状況でございます。

説明としては以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について御意見、御質問がありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問ないということで、報告3を閉じたいと思います。

2. その他

○後藤会長 最後に、事務局より連絡事項をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 本日の議事録につきましては、個人情報に当たる部分を除き、ホームページで公開いたします。

次回の審議会の日程につきましては、1月を予定しています。日が近くなりましたら改めて開催通知をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、景観事前協議の届出及び行為の届出について、勧告や変更命令を検討する事例が発生した場合には、急遽審議会または小委員会を開催する場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

事務連絡は以上でございます。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、第76回の審議会、以上とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

午前11時46分閉会